

越谷市地域生活支援拠点等事業 ガイドライン（事業者向け）



令和7年4月

越谷市

目次

1	地域生活支援拠点等とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	拠点の機能について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	越谷市の地域生活支援拠点等について・・・・・・・・	2
4	各機能の取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	事業所登録について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	緊急時支援等の利用に係るフローチャート・・・・・・・・	9

1 地域生活支援拠点等とは

●趣旨

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、居住支援のための機能（以下「2 拠点の機能について」に記載）を、地域の実情に応じて整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築をするもの。

●期待される役割

- (1) 障がい者等がいる世帯の地域における生活の安心感をもたらすこと。
- (2) 長期入院、入所者の地域での生活への移行や継続を支援すること。

2 拠点の機能について

(1) 相談

緊急時における支援が見込めない障がい者等の世帯（ハイリスク世帯）を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、急病による介護者の不在等の際の緊急時の受入れ、関係機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

病院や入所施設からの地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障がいのある者、高齢化に伴い障がいが重度化した者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

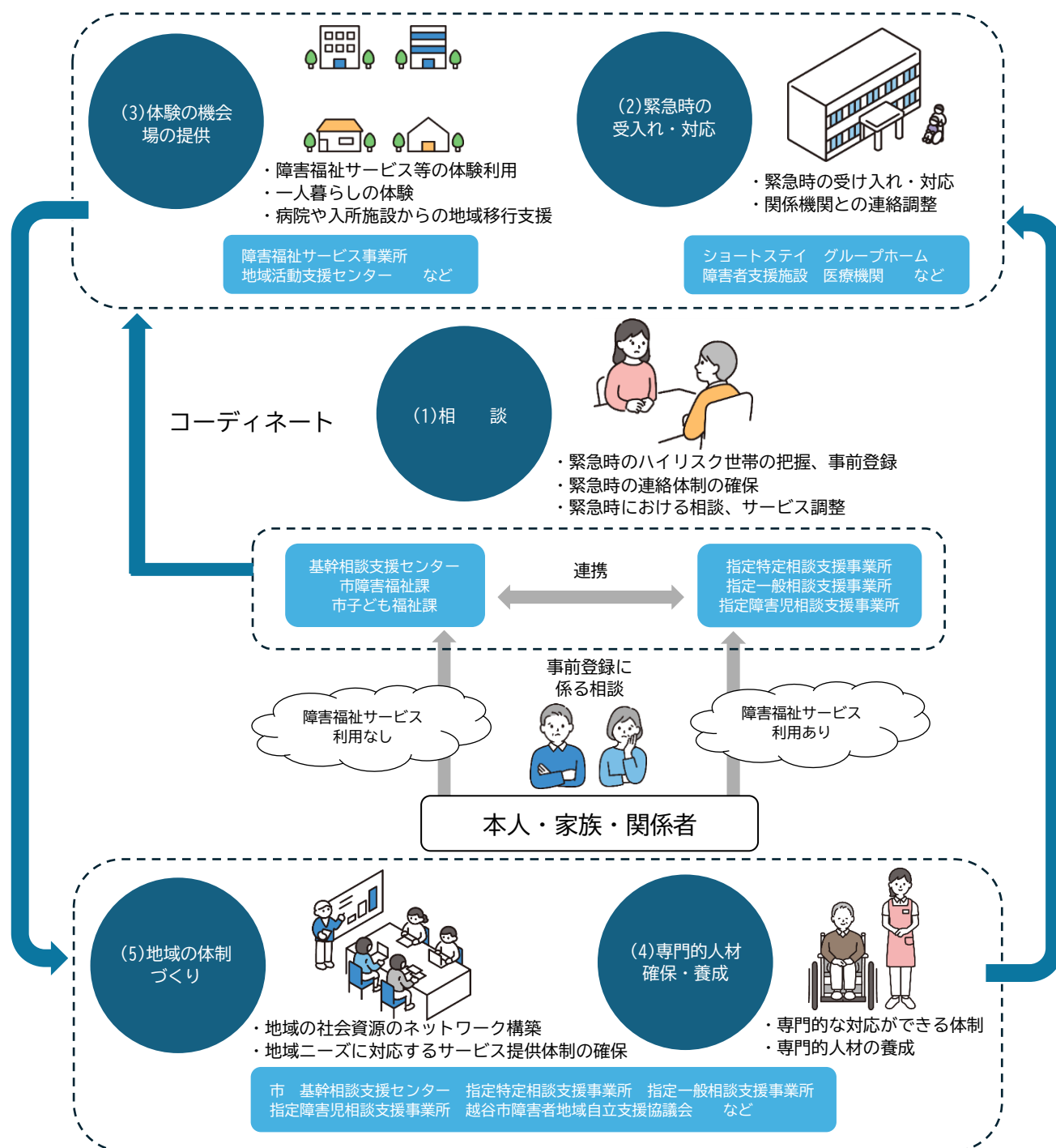
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 越谷市の地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等は、今までにない新しい事業を行うものではなく、これまで地域の中で取り組んできたことの延長として、地域の関係機関が協力し合い連携する仕組みとなります。

越谷市では、基幹相談支援センターがコーディネート役となり、市内における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」で拠点等の整備を行っています。

越谷市地域生活支援拠点等イメージ図



4 各機能の取組みについて

5つの機能に係る取組みについては以下のとおりとなり、行政と以下に記載の関係機関とが協働して運用していくこととなります。

また、本事業の対象となる方は、原則市内に在住し、本市が援護の実施主体となる障がい者等となります。

(1) 相談

機能を担う機関	・基幹相談支援センター ・指定特定、一般、障害児相談支援事業所 など
目的	親亡き後や緊急時に備えて予防的に支援体制を整えるとともに、地域生活への移行を支援し、障がい者等の希望する暮らしの実現を図る
対象者	以下のいずれかに該当する障がい者等、又はそれに準ずる者 ・身体障がい者（身体障害者手帳） ・知的障がい者（療育手帳） ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳、医師診断書） ・難病対象者（医師診断書、指定難病医療受給者） ・障がい児（障害者手帳、医師診断書）
緊急時の支援が見込めない世帯の判断基準	以下の世帯を想定するが、状況に応じて柔軟に対応 ・介護者の急病、事故、死亡などにより、他の介護者を確保することができないと見込まれる世帯 ・介護者がいても、環境の変化などにより、在宅での生活を継続することが一時的にでも困難になると見込まれる世帯
運用方法	①緊急時に支援が見込めない世帯を把握する。 ②本人、家族の同意を得て、基幹相談支援センターが登録者台帳を作成する。 ③緊急時を想定した連絡体制（24時間対応）を確保する。 ④緊急時に備えて、必要なサービスのコーディネートや体験等の支援を行う。
報酬算定	地域生活支援拠点等相談強化加算【計画相談、障害児相談】 など

(2) 緊急時の受入れ・対応

機能を担う機関	【連絡調整】 ・ 基幹相談支援センター ・ 指定特定、一般、障害児相談支援事業所	【受入れ・対応】 ・ 障害福祉サービス事業所（短期入所、共同生活援助、ヘルパー事業所） ・ 障害者支援施設 ・ 医療機関 など
目的	緊急時に居宅での生活継続の調整や短期入所等での受入れを行う	
緊急（想定される状況）の定義	以下の理由により、当日又は翌日に支援が必要な場合 ・ 介護者の急病、事故、死亡、またはやむを得ない理由により、居宅での生活ができない場合 ・ 急激な環境変化等により、一時的な保護が必要である場合	
対象者	以下のいずれかに該当する障がい者等、又はそれに準ずる者 ・ 緊急時に対応するサービスの支給決定を受けている者 ・ 虐待により保護が必要な者 ・ 一人暮らし（グループホーム利用者含む）をする者	
利用期間	1回の利用につき、3日以内とする。ただし、やむを得ない事情が認められる場合は、必要最小限の範囲内で延長する。	
運用方法	①緊急事態発生の際の連絡を受け、基幹相談支援センターを中心に緊急対応の必要性を判断する。 ②緊急対応の必要性がある場合は、関係機関との調整を行い、受入れ・対応を行う。 ③必要に応じて緊急対応後の支援プランを検討し、調整を行う。	
障害福祉サービス未利用者の対応	予防的に支援体制を整えることを原則とするが、支援体制が整えられていない世帯において、緊急事態が発生した場合は、障害福祉サービスの利用を含めて対応を検討する。	
報酬算定	・ 緊急時対応加算【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重障包】 ・ 緊急時受入加算【生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続A、B】 ・ 緊急短期入所受入加算・定員超過特例加算【短期入所】 ・ 緊急時支援加算【自立生活援助】 など	

(3) 体験の機会・場の提供

機能を担う機関	【連絡調整】 ・ 基幹相談支援センター ・ 指定特定、一般、障害児相談支援事業所	【機会・場の提供】 ・ 障害福祉サービス事業所 ・ 地域活動支援センター など
目的	緊急時に備えて予防的に支援体制を整えるとともに、地域生活への移行・継続ニーズに応える支援体制を整える	
対象者	以下のいずれかに該当する障がい者等、又はそれに準ずる者 ・ 家族と同居しており、緊急時に支援を必要とする者又は今後一人暮らしが見込まれる者 ・ 長期入院、入所等で地域生活の経験が不足する者	
運用方法	①登録者台帳作成者や地域移行希望者のニーズに沿う体験の機会の提供を調整。 ②障害福祉サービス事業所等での体験の機会・場の提供。 ③関係機関で情報共有を行い、今後の支援体制を検討する。	
報酬算定	・ 障害福祉サービスの体験利用加算【地域移行】 ・ 障害福祉サービスの体験利用支援加算 【療養介護、障害者支援施設（生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続A・B）】 ・ 体験宿泊加算【地域移行】 ・ 地域移行促進加算【施設入所】 など	

(4) 専門的人材の確保・養成

機能を担う機関	・ 基幹相談支援センター ・ 指定特定、一般、障害児相談支援事業所 ・ 越谷市障害者地域自立支援協議会 など
目的	地域全体で専門的な対応ができる支援体制を整える
運用方法	①基幹相談支援センターによる人材育成に係る研修の実施。 ②自立支援協議会による専門的人材のニーズ把握や確保・養成に向けた検討の実施。
報酬算定	・ 重度障害者支援加算【生活介護、短期入所、施設入所、共同生活援助】 ・ 医療的ケア対応支援加算【短期入所、共同生活援助】 ・ 喀痰吸引等支援体制加算／喀痰吸引等実施加算 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重障包、生活介護】 ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算／高次脳機能障害者支援体制加算 【生活介護、施設入所、自立訓練、就労移行、就労継続A、B、共同生活援助】 など

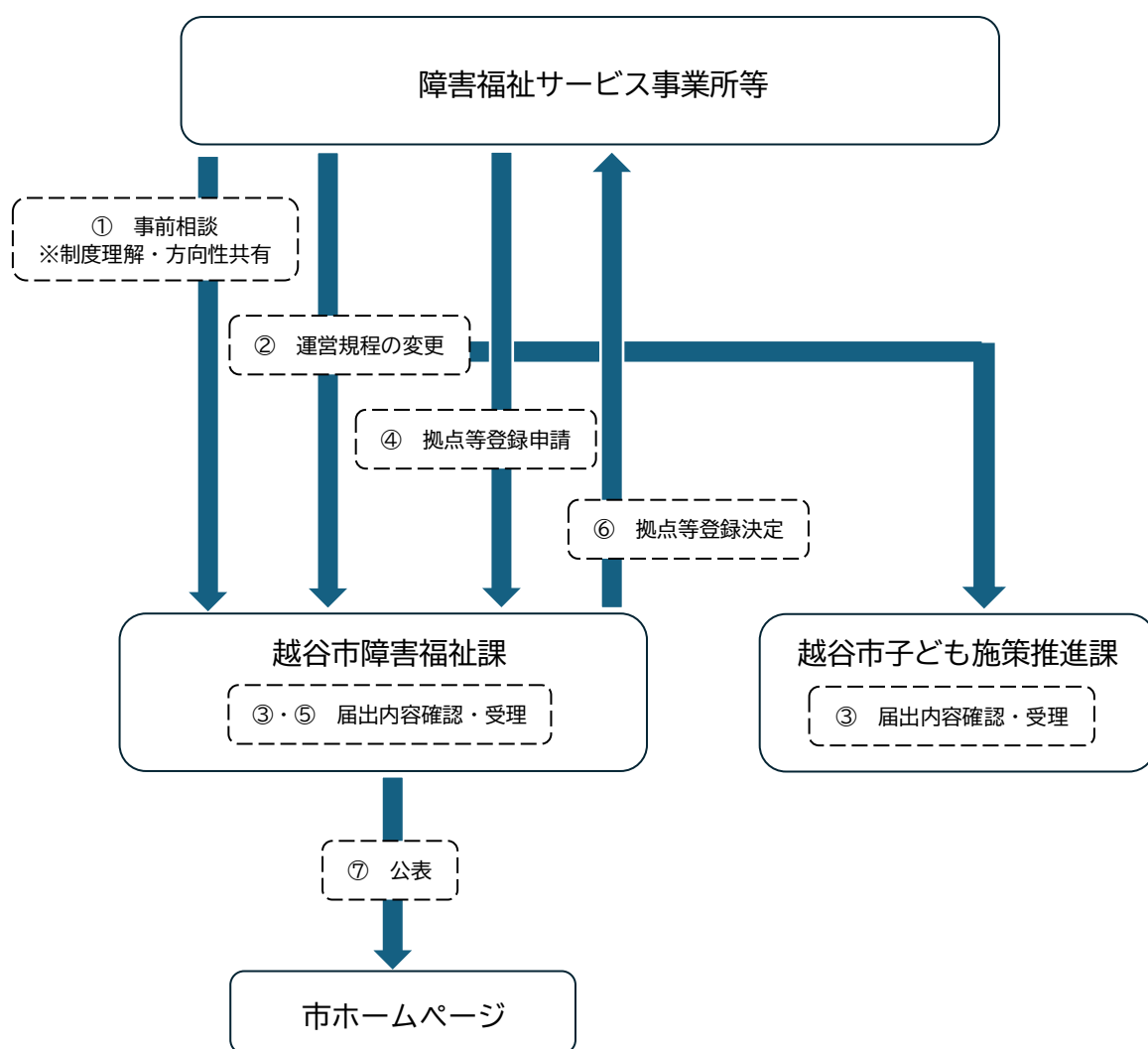
(5) 地域の体制づくり

機能を担う機関	・ 基幹相談支援センター ・ 指定特定、一般、障害児相談支援事業所 ・ 越谷市障害者地域自立支援協議会 など
目的	地域の社会資源のネットワーク化を図り、サービス支援体制の強化を進める
運用方法	①基幹相談支援センターを中心に地域の関係機関によるネットワークの構築を図る。 ②自立支援協議会を活用した地域課題の検討や解決に向けた取組みの実施。
報酬算定	・ 地域体制強化共同支援加算【計画相談、障害児相談】 など

5 事業所登録について

越谷市が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるにあたっては、以下のとおり事業所の登録手続きが必要となります。登録をご検討されている場合は、事前に市障害福祉課にご連絡ください。

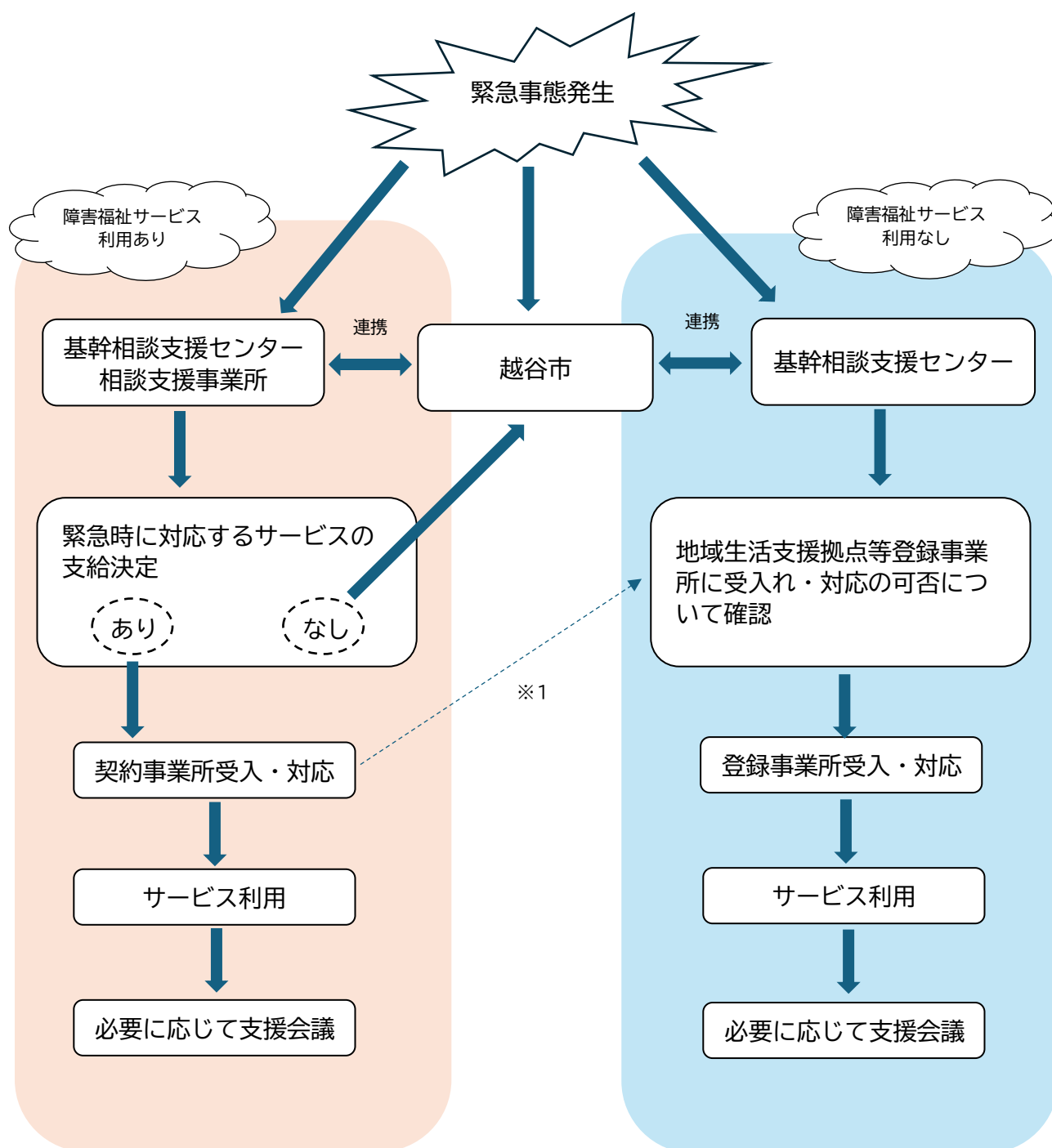
事業所登録の流れ



地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

運営規程の記載例	留意事項
(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所) 第〇条 事業所は、地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。 (1) 相談 障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能 (2) 緊急時の受入れ・対応 常時の緊急対応の体制等を確保した上で、急病等による介護者の不在、障がいの特性に起因する状態変化等の際の緊急時の必要な支援を行う機能 (3) 体験の機会・場の提供 病院や入所施設からの地域移行や親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能 (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障がいのある者、高齢化に伴い障がいが重度化した者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能 (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	(1)から(5)までの機能のうち、地域生活支援拠点等として事業所で担う機能を運営規程に記載する。 ※ 記載例のため、事業所の運営実態に則した内容を記載すること。

6 緊急時支援等の利用に係るフローチャート



※1 当事者の意思を踏まえることは前提となるが、原則、契約事業所にて対応を行うものとする。緊急時の受入れ・対応は、短期入所に限定されるものではなく、ヘルパー事業所や通所事業所などサービス種別を問わないものとなる。そのため、日ごろから複数の事業所、サービス種別の利用を行うなど、緊急時に契約事業所での受入れ・対応ができないリスクを減らし、障がいのある方が緊急時に困らないために、支援体制について、複数の手段を持つことが必要となる。

越谷市地域生活支援拠点等事業ガイドライン

令和7年4月 第1版 越谷市福祉部障害福祉課